

関係の皆様へ

2018年3月13日

記述者名： ジェットエイト株式会社
代表取締役 西 将弘

裁判所に申立てた（株）東栄リーファーライン株主総会の招集許可の判決結果
および

これまでの経緯や対応を踏まえての私どもの考え方

拝啓 東栄リーファーラインの株主の皆様をはじめとし、多方面の利害関係者の方々、また、報道関係の皆様におかれましてはご清栄のこととお察し申し上げます。（株）東栄リーファーライン（以下「同社」と記載いたします）の少数株主であるジェットエイト株式会社の西 将弘と申します。ここ数日において、個人投資家や報道取材者の方々より、問い合わせが相次いでいることを鑑み、ここに、現在の事実状況に基づき情報開示させて頂くとともに、後半部においては、再度、私どもの考え方について記載させて頂いております。以後、お問い合わせなど個別の方々に対しましてお答えすることは控えたく、本書を一読頂けますと幸いです。

まず、事実情報の開示といたしまして、平成29年12月25日、および平成30年1月12日にそれぞれ、東京地方裁判所に対して申し立てた、同社の株主総会の招集許可の請求（事件番号：平成29年（ヒ）第447号事件、および平成30年（ヒ）第9号）についてですが、申立てから約2か月を経た平成30年3月2日付けにて、裁判結果が確定し、本件株主総会の招集については、2件ともに、同年4月13日を期限とした許可判決が出ております。（詳細は東京地方裁判所の民事事件記録の閲覧謄写室にて提供されているかと思しますのでそちらにてご参照ください。）申立人であった私どもにつきましては、この判決結果が記載された裁判所からの郵送書面を同年3月5日に受領しております。

この事実につきましては、同社は、判決確定から10日以上が経過した昨日終了時点でも情報

開示していないようであります。私どもは、開催を申し立てた株主総会の目的が、それぞれ、現任取締役の大多数の変更や、剰余金配当の意思決定機関の変更を問うものであり、客観的に見ても、同社の既存株主にとっては言うまでもなく、また、一般投資家や、他のステークホルダーにとっても極めて重要な情報であるという認識のもとで、同社に対して、なぜ情報開示を行わないのかという旨を訊ねました。その結果、同社からの回答としては、

1. 申立人である私どもが請求している株主総会について基準日や開催日が確定していないこと
2. 申立人（私ども）に本当に株主総会の開催意思があるか明確ではないこと
3. 裁判所より出た判決文書に記された開催期限の平成 30 年 4 月 13 日までに臨時株主総会を開催しようとしても、同社の定時株主総会の基準日がすでに同年 3 月 30 日となっていることから、その前後 7 営業日については、会社法上の制約で新たに臨時株主総会の基準日として設定することができないこと
4. 招集通知の印刷業務など、印刷会社に特急料金を支払って作業依頼しても 1 週間程度の時間を要することなど招集手続き事務の作業工程面から、4 月 13 日までに開く株主総会の招集は難しいこと

などについて説明がなされたうえで、このような事情を考えると、裁判所が期限として定めた 4 月 13 日までの株主総会の開催は困難であろうから、現実に開催が困難な株主総会に関する情報については、たとえ、裁判所の招集許可の事実があったとしても、それを開示すると市場に混乱を来す可能性があるため開示をしないとのことでした。

また、私どもは、これと別に、同社に対し、平成 30 年 2 月 23 日に、同社の株主名簿の閲覧謄写、名簿データの請求を行いました。この株主名簿請求に対しての同社の回答は、2 月 23 日時点では私どもが請求していた株主総会の招集許可が裁判所より出ていなかったことと、閲覧を希望する株主名簿の作成基準時が明確ではないこと、以上 2 点を理由に、閲覧謄写を拒否されております。私どもの株主名簿開示請求は、会社法 125 条に定める「株主の権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行った」とみなされ、開示を拒否されております。なお、裁判にて株主総会招集が許可されたのちにおいても、同社の株主名簿は提供されておられません。上場会社の株主名簿は日々データが変わっており、発行会社でさえ毎日把握していないこと、また、信託銀行に依頼し株主名簿を取得しようとする一回当たり 100 万円の費用がかかるため、もし、本当に私どもが請求するなら、その取得費用である 100 万円を私どもが負担することができるの

かという旨も、強く念押しされて、確認された次第です。

以上、ここまでが事実情報の報告であります。

私どもは、約 15 年という長期にわたって同社を見つめながら、日ごろから積極的に、かつ、真剣に事業協業の機会を模索し、意見提案も行ってきた株主の立場からすると非常に悲しく思える同社の対応や回答であります。

前回開示させて頂いた文書と一部重複いたしますが、私どもは、民主主義を基本とした資本主義経済国家である日本において、一定の投票権数をまとめて有しているものからの意見や提案には、きちんと耳を傾け、また、保証された権利を円滑に行使できる環境を積極的に提供するのが公開会社として守るべき適切さであり、社会倫理であると考えます。公開会社となることは、誰から強要された訳でもなく、自らの意思で市場への上場を選択し、一度は利益を得ているのは疑いのない事実であります。そうして公開会社となったのであれば、その責務を果たすべく、株主総会という開かれた場において、きちんと提案権、発言権を有したもものから提案された内容の議題について、誠実に審議する機会を設けるべきだと、強く思っております。

法律や規則で定められた絶対なる義務がないという理由で、客観的に見ても重要な事象が、その事実確定の後、速やかに情報開示されずに、水面下に隠されてしまうということ、正々堂々と審議、議論されるべきものが、賛成可決、反対否決などを問う会議の機会さえ提供されないこと、残念でなりません。まして、我が国の多数決に基づく民主主義と、基本的な株主権利行使の保証が大前提の日本の証券取引所へ上場する公開会社のとる行動としては、決して適正とは考えられず、公正さ、透明性にも欠けているのではないのでしょうか。

偶然にも、タイミングを同じくして、ここ数日、民主主義の根幹を揺るがしかねない事態として、大きなニュースとなっております財務省の公文書の書き換え問題であります。本件、同社の対応については、全てとは言わずとも、あの問題と重なって見える部分も少なからず存在します。公開会社としての情報の管理や開示の姿勢、自己に有利な情報のみをスクリーニングして開示し、不利な情報を開示しなかったり、速やかなタイミングで開示しなかったりする隠蔽とも捉えられる行動は、正に、今回、財務省問題で国民の「知る権利」がないがしろにされたのと同様、株主の知る権利、株主、投資家として行動をとるうえでの判断材料提供を統制、コントロールしているかのようにも映ります。

前回の繰り返しとなりますが、私どもは、先日の発表文書でも述べさせて頂いた通り、外部株主は、断片的にとらえると、時として耳障りで、鬱陶しいとしても、それらの意見や提案は、より全うな判断や進むべき道を考えさせてくれるものであり、そのような意義において、公開会社であり続けることは、同社にとって大きなメリットであると信じております。株主の立場からしても、自らの評価判断とタイミングでいつでも自由に売買の機会を持つことができるのは大きなメリットではないでしょうか。

敬具